

令和3年度 神奈川県中小企業等外国出願支援事業 外国出願等に要する経費の一部を助成します！

募集締切：令和3年6月16日(水)

KIPでは、優れた産業財産権を有し、かつそれらを海外において戦略的に活用しようとする神奈川県内の中小企業者等に対し、外国特許出願等に要する経費の一部を助成することによって、中小企業者等の国際競争力の向上や経営基盤の強化を支援します。

1 助成対象者

神奈川県内に本社を持つ中小企業者*1 または神奈川県で事業を行っている個人事業主*2 で、外国へ産業財産権（特許、実用新案登録、意匠登録または商標登録（冒認対策含む））の出願を予定していること。

*1 中小企業者とは、「中小企業支援法」第2条第1項第1号 から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。みなし大企業は対象になりません。

*2 個人事業主とは、事業を行っていることが条件です。

※地域団体商標の出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象となります。

2 対象となる出願要件（概要）

次のすべてに該当することが必要です

- これから外国へ出願を予定している案件
- 応募時点において助成対象に関わる出願を日本国特許庁に済ませていること
- 先行技術調査等の結果からみて、外国での特許権等の取得の可能性が高いと判断される出願
- 令和3年12月末日までに外国特許庁等へ同一内容の出願が完了予定であること
- 交付を受けた場合、査定状況等の報告を確認できること

※詳細は、ホームページに掲載のKIP募集要領を確認してください。

<https://www.kipc.or.jp/topics/information/post-41/>

3 助成の対象となる経費

経費区分		内容
出願経費 国際段階の	外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
	現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
	国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
	翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

4 補助率と上限額

- 補助率は対象経費の 1/2 以内（千円未満切捨）
- 一申請者の上限額は 300 万円

出願内容	1 案件の上限額
特許出願	150 万円
実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60 万円
冒認対策商標	30 万円

5 募集締切

令和 3 年 6 月 16(水) ※必着

6 申請方法

- 詳細は、ホームページに掲載の K I P 募集要領を確認してください。
<https://www.kipc.or.jp/topics/information/post-41/>
- 申請書類をダウンロードし、添付書類とともに以下へ郵送にて提出してください。

《提出先》

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5 丁目 80 番地 神奈川中小企業センタービル 5 階
公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部国際課
TEL 045-633-5126

7 交付決定までのスケジュール（予定）

令和 3 年 6 月 16 日 募集締切

7 月中旬 審査委員による審査 / 採択・交付決定通知

8 その他

- (1) 採択された場合、企業名（申請者名）、所在地、権利種別を公表させていただきます。
- (2) 採択企業は、国や県の会計検査の対象となることがあります。よって助成事業完了後、5 年間は関係書類必ず保管してください。
- (3) 毎年実施する各種調査に、ご協力ください。

<お問合せ・申し込み先>

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部国際課

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5 - 8 0 神奈川中小企業センタービル 5 階

TEL 045-633-5126 E-mail kokusai@kipc.or.jp